

## 高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
制定 平成25年11月11日	制定 平成25年11月11日
改正 平成26年 1月24日	改正 平成26年 1月24日
改正 平成26年 3月19日	改正 平成26年 3月19日
改正 平成26年 8月14日	改正 平成26年 8月14日
改正 平成27年 4月 1日	改正 平成27年 4月 1日
改正 平成27年10月 6日	改正 平成27年10月 6日
改正 平成28年 4月 1日	改正 平成28年 4月 1日
改正 平成28年 9月27日	改正 平成28年 9月27日
改正 平成28年12月26日	改正 平成28年12月26日
改正 平成29年 4月 3日	改正 平成29年 4月 3日
改正 平成31年 4月 1日	改正 平成31年 4月 1日
改正 令和 元年 9月24日	改正 令和 元年 9月24日
改正 令和 2年 4月 1日	改正 令和 2年 4月 1日
改正 令和 4年10月 4日	改正 令和 4年10月 4日
改正 令和 6年 4月 1日	改正 令和 6年 4月 1日
改正 令和 6年12月17日	改正 令和 6年12月17日
改正 令和 7年12月16日	<u>(新設)</u>
第1条～第17条 (略)	第1条～第17条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)

新

附 則

この要綱は、令和7年12月16日から施行する。

別表第1－1（第3条第1項第1号関係）

補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替工事等に要する経費。
補助対象限度額（注1）	面積1,000㎡以内の部分は4,580円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,570円/㎡以内 ただし、設計図書の内容、第三者機関（注3）の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は255万円を限度として加算することができる。	耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率（注4）を乗じた額	①耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×57,000円 ②免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物に係る耐震改修の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×93,300円 ③免震工法等特殊な工法による建替工事については、耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×36,300円を限度として①に加算することができる。（ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えるために要する経費で知事が必要と認められたものに限る。） ④特に倒壊の危険性が高い建築物（耐震診断の結果、1s値が0.3未満のもの）については、①にかかわらず、延床面積（平方メートル）×62,700円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に基づき実施する耐震診断であること。 ①対象となる建築物は、耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 ②要緊急安全確認大規模建築物にあっては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けている又は位置付けられることが確実なものであること。 ③要安全確認計画記載建築物（防災拠点）にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造（注5）となるものに限る。 ④設計の完了後、原則として5年以内に工事に着手するものに限る。 ⑤要安全確認計画記載建築物（防災拠点）にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造（注5）となるものに限る。 ⑥建替後の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」外に存すること。 ⑦建替後の住宅及び建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。		
補助金の額（注2）	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。 ただし、要安全確認計画記載建築物（防災拠点）及び要安全確認計画記載建築物（市町村指定緊急輸送道路等沿道）にあっては補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。 ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあっては、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

旧

(新 設)

別表第1－1（第3条第1項第1号関係）

補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替工事等に要する経費。
補助対象限度額（注1）	面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の内容、第三者機関（注3）の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。	耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率（注4）を乗じた額	①耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×57,000円 ②免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物に係る耐震改修の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×93,300円 ③免震工法等特殊な工法による建替工事については、耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×36,300円を限度として①に加算することができる。（ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えるために要する経費で知事が必要と認められたものに限る。） ④特に倒壊の危険性が高い建築物（耐震診断の結果、1s値が0.3未満のもの）については、①にかかわらず、延床面積（平方メートル）×62,700円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に基づき実施する耐震診断であること。 ①対象となる建築物は、耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 ②要緊急安全確認大規模建築物にあっては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けている又は位置付けられることが確実なものであること。 ③耐震改修又は建替の結果により、地震に対して安全な構造となるもの。ただし、要安全確認計画記載建築物（防災拠点）にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造（注5）となるものに限る。 ④設計の完了後、原則として5年以内に工事に着手するものに限る。 ⑤要安全確認計画記載建築物（防災拠点）にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造（注5）となるものに限る。 ⑥建替後の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」外に存すること。 ⑦建替後の住宅及び建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。		
補助金の額（注2）	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。 ただし、要安全確認計画記載建築物（防災拠点）及び要安全確認計画記載建築物（市町村指定緊急輸送道路等沿道）にあっては補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。 ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあっては、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

新

別表第1-2 (第3条第1項第2号関係)

緊急輸送道路等沿道建築物除却事業			
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の除却の計画策定に要する経費	対象となる建築物の除却に要する経費
補助対象限度額 (注1)	面積1,000㎡以内の部分は4,580円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,520円/㎡以内 ただし、設計図書の見直し、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は235万円を限度として加算することができる。	対象となる建築物の除却に要する経費の限度額に設計料率(注4)を乗じた額	対象となる建築物の延床面積(平方メートル)×57,000円 ただし、住宅(マンションを除く。)にあっては延床面積(平方メートル)×39,900円 マンションにあっては延床面積(平方メートル)×51,700円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの 対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1) 要安全確認計画記載建築物(防災拠点を除く。)であること。 (2) 市町村長が緊急輸送道路の通行の確保のため必要と認め、所有者から当該市町村へ寄付をされた建築物であること。 (3) 当該建築物に対して当該市町村の所有権以外の権利が附されていないもの、及び当該敷地に対して当該市町村の所有権又は借地権以外の権利が附されていないもの。		
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額とする。

別表第1-3 (第3条第1項第3号関係)

別表第1-3 (第3条第1項第3号関係)	
補助事業名	沿道ブロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象限度額	100,000円/㎡に沿道ブロック塀の総延長(m)を乗じた額/件
補助対象経費 (注1)	沿道ブロック塀の耐震診断及び安全な塀等への建替え又は除却に要する経費
補助要件	次に掲げる事項全てに該当するもの (1) 診断資格者等(注3)が実施する耐震診断の結果、危険性が高いと判定されたもの(注4) (2) 登録工務店(注5)、建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。 )又は、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行うもの
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1(ただし安全な塀等への建替え又は除却に要する経費にあっては5分の1)以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。
<p>(注1) 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。                  (注2) 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。                  (注3) 「診断資格者等」とは次のいずれかの者をいう。                  1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号の規定による鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る耐震診断資格者                  2. 建築士又は公益社団法人日本エクステリア建設業協会が運営するブロック塀診断士であって、一般社団法人日本建築防災協会「既存ブロック塀等の耐震診断基準」に係る講習を修了した者                  (注4) 「耐震診断の結果、危険性が高いと判定されたもの」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。                  1. 補強コンクリートブロック塀においては別添点検表1に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの                  2. 組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの                  (注5) 「登録工務店」とは高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。</p>	

旧

別表第1-2 (第3条第1項第2号関係)

緊急輸送道路等沿道建築物除却事業			
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の除却の計画策定に要する経費	対象となる建築物の除却に要する経費
補助対象限度額 (注1)	面積1,000㎡以内の部分は3,620円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の見直し、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。	対象となる建築物の除却に要する経費の限度額に設計料率(注4)を乗じた額	対象となる建築物の延床面積(平方メートル)×57,000円 ただし、住宅(マンションを除く。)にあっては延床面積(平方メートル)×39,900円 マンションにあっては延床面積(平方メートル)×51,700円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの 対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1) 要安全確認計画記載建築物(防災拠点を除く。)であること。 (2) 市町村長が緊急輸送道路の通行の確保のため必要と認め、所有者から当該市町村へ寄付をされた建築物であること。 (3) 当該建築物に対して当該市町村の所有権以外の権利が附されていないもの、及び当該敷地に対して当該市町村の所有権又は借地権以外の権利が附されていないもの。		
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額とする。

別表第1-3 (第3条第1項第3号関係)

別表第1-3 (第3条第1項第3号関係)	
補助事業名	沿道ブロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象限度額	80,000円/㎡に沿道ブロック塀の総延長(m)を乗じた額/件
補助対象経費 (注1)	沿道ブロック塀の耐震診断及び安全な塀等への建替え又は除却に要する経費
補助要件	次に掲げる事項全てに該当するもの (1) 診断資格者等(注3)が実施する耐震診断の結果、危険性が高いと判定されたもの(注4) (2) 登録工務店(注5)、建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。 )又は、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行うもの
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1(ただし安全な塀等への建替え又は除却に要する経費にあっては5分の1)以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。
<p>(注1) 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。                  (注2) 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。                  (注3) 「診断資格者等」とは次のいずれかの者をいう。                  1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号の規定による鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る耐震診断資格者                  2. 建築士又は公益社団法人日本エクステリア建設業協会が運営するブロック塀診断士であって、一般社団法人日本建築防災協会「既存ブロック塀等の耐震診断基準」に係る講習を修了した者                  (注4) 「耐震診断の結果、危険性が高いと判定されたもの」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。                  1. 補強コンクリートブロック塀においては別添点検表1に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの                  2. 組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの                  (注5) 「登録工務店」とは高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。</p>	

新	旧
<p>別表第2 (略)</p> <p>点検表1, 2 (略)</p> <p>別表第3 (略)</p> <p>第1号様式～第7号様式 (略)</p>	<p>別表第2 (略)</p> <p>点検表1, 2 (略)</p> <p>別表第3 (略)</p> <p>第1号様式～第7号様式 (略)</p>